

(案)

番 号  
令和3年2月8日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明 へ

原子力規制庁放射線防護グループ  
安全規制管理官(核セキュリティ担当) 事務代理

令和2年度原子力規制検査(核物質防護)における指摘事項の重要度の暫定評価について(柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第61条の2の2に基づき実施した原子力規制検査(令和2年10月8日、9日及び13日から16日まで)における指摘事項の重要度を「白」と暫定評価しましたので、通知します。

この暫定評価について意見がある場合は、この通知のあった日の翌日から起算して7日以内(期限:2月15日まで)に、書面により意見聴取会の開催を要求することができます。なお、意見聴取会の開催の要求に代えて書面により意見を提出することができます。

なお、期限までに回答がない場合においては、通知のあった日付でこの暫定評価を最終的な重要度評価とします。

(参考資料:SERP評価書「発電所社員による他人のIDカード不正使用に係る防護区域等への不正入域について(非公開)」)